

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会 基金助成金交付要綱

平成 26 年 9 月 17 日
市町村振興協会要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金積立運用規程（平成 24 年規程第 6 号）により積み立てた基金を財源として、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に定める公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（以下「公共事業等」という。）を実施する市町村等に対し、助成金を交付する場合の基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成事業 公共事業等で、助成金の交付の対象事業をいう。
- (2) 助成事業者 助成事業を行う市町村等をいう。
- (3) 助成金 この要綱に基づき、助成事業者に対して交付する助成金をいう。

(交付の申請)

第 3 条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとする年度ごとに、基金助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに公益財団法人鹿児島県市町村振興協会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に係る事業計画書
- (2) 助成事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 助成事業に係る助成金充当計画書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項に規定する添付書類のうち、助成事業の目的及び内容により必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第 4 条 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定をするものとする。

2 理事長は、前項の場合において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は、条件を付して助成金の交付の決定をする

ことができる。

(交付の決定の通知)

第5条 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容（前条第2項の規定により条件を付した場合はその条件を含む。）を基金助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の内容等の変更)

第6条 助成事業者は、前条の規定による通知を受けた後、助成事業の内容等について変更事由が生じたときは、基金助成事業変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の助成事業に係る事業計画書
- (2) 変更後の助成事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 変更後の助成事業に係る助成金充当計画書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の規定による変更申請の内容が適正であると認めたときは、基金助成事業変更承認通知書（様式第4号）により助成事業者に通知するものとする。この場合において、助成金の交付決定額の変更を必要とするときは、基金助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により併せて助成金の変更の決定を助成事業者に通知するものとする。

3 第3条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

(申請の取下げ)

第7条 助成事業者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付若しくは交付の変更の決定（以下「交付の決定」という。）の内容又はこれらに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(関係書類の整備)

第8条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告等)

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行の状況について報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(完了の報告)

第10条 助成金の交付を受けた助成事業者は、助成事業が完了したときは、基金助成事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に係る事業実績書
- (2) 助成事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 助成事業に係る助成金充当実績内訳書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 第3条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(助成金の額の確定等)

第11条 理事長は、前条の規定による完了報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、基金助成金確定通知書(様式第7)により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、基金助成金交付請求書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、助成金の交付決定額の範囲内において、助成金を概算払又は前金払により交付することができる。

3 前項の概算払又は前金払を受けようとする助成事業者は、基金助成金概算払(前金払)請求書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定の取消し)

第13条 理事長は、助成事業者が、助成事業に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第5条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

第14条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月17日から施行する。

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会理事長 殿

住 所

団 体 名

代 表 者 名

印

基金助成金交付申請書

年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金の交付を受けたいので、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 申 請 額 円

(助成金の交付が複数年度にわたる場合)

助成金総額(※)	円
既交付済額	円
今回申請額	円
残 額	円

(※) 公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が決定した助成金総額

2. 添 付 書 類

- (1) 助成事業に係る事業計画書
- (2) 助成事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 助成事業に係る助成金充当計画書

鹿 振 協 第 号
年 月 日

殿

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会理事長

基金助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 助成金の額 円

(助成金の交付が複数年度にわたる場合)

助成金総額(※)	円
既交付済額	円
今回交付額	円
残 額	円

(※) 公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が決定した助成金総額

2. 交 付 条 件

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会理事長 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 名

印

基金助成事業変更申請書

年 月 日付け鹿振協第 号で交付決定のあった
年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金による助
成事業を下記のとおり変更したいので、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会
基金助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添え
て申請します。

記

1. 申 請 額 円（前回の申請額 円）

（助成金の交付が複数年度にわたる場合）

	今回申請内容	前回申請内容
助成金総額(※)	円	円
既交付済額	円	円
今回申請額	円	円
残 額	円	円

(※) 公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が決定した助成金総額

2. 変更の内容及び理由

3. 添 付 書 類

- (1) 変更後の助成事業に係る事業計画書
- (2) 変更後の助成事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 変更後の助成事業に係る助成金充当計画書

殿

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会理事長

基金助成事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金に係る助成事業の変更については、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金交付要綱第6条第2項の規定により承認しましたので通知します。

鹿 振 協 第 号
年 月 日

殿

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会理事長

基金助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金の変更については、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金交付要綱第6条第2項の規定により承認し、下記のとおり変更決定しましたので通知します。

記

1. 助成金の額 円

(助成金の交付が複数年度にわたる場合)

	今回申請内容	前回申請内容
助成金総額(※)	円	円
既交付済額	円	円
今回交付額	円	円
残 額	円	円

(※) 公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が決定した助成金総額

2. 交付条件

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会理事長 殿

住 所

団 体 名

代 表 者 名

印

基金助成事業完了報告書

年 月 日付け鹿振協第 号で交付決定のあった
年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金充当事業を完
了したので、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金交付要綱第10
条の規定により、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1. 交付決定額 円

2. 充 当 額 円

3. 添 付 書 類

- (1) 助成事業に係る事業実績書
- (2) 助成事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 助成事業に係る助成金充当実績内訳書

鹿 振 協 第 号
年 月 日

殿

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会理事長

基金助成金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金については、下記のとおり助成金の額が確定しましたので、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

確 定 額 円

（交付決定額 円）

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会理事長 殿

住 所

団 体 名

代 表 者 名

印

基金助成金交付請求書

年 月 日付け鹿振協第 号で交付決定のあった
年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金を公益財団法人
鹿児島県市町村振興協会基金助成金交付要綱第12条第1項の規定により下
記のとおり請求します。

記

請 求 額 円

（交付決定額 円）

振込先口座 銀行 支店 （預金種類）（口座番号）

口座名義人

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会理事長 殿

住 所

団 体 名

代 表 者 名

印

基金助成金概算払（前金払）請求書

年 月 日付け鹿振協第 号で交付決定のあった
年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金を公益財団法人
鹿児島県市町村振興協会基金助成金交付要綱第12条第3項の規定により下
記のとおり請求します。

記

請 求 額 円

（交付決定額 円）

振込先口座 銀行 支店 （預金種類）（口座番号）

口座名義人

理 由